

# CLAIR REPORT

## 大韓民国の地方選挙について

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 103 (June20,1995)

Council of Local Authorities  
for International Relations



財団  
法人  
**自治体国際化協会**

〒102 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビルディング19階  
TEL 03-3591-5483 FAX 03-3591-5346

## 目 次

はじめに.....	1
<b>第1章　過去の地方選挙</b>	
1　地方選挙等の概要.....	2
2　第1次地方選挙（1952年）.....	2
(1) 市・邑・面議会議員選挙.....	3
(2) 道議会議員選挙.....	4
3　第2次地方選挙（1956年）.....	5
(1) 市・邑・面議会議員選挙.....	6
(2) ソウル市・道議会議員選挙.....	7
(3) 市・邑・面長選挙.....	7
4　第3次地方選挙（1960年）.....	8
(1) 市・邑・面議会議員選挙.....	9
(2) ソウル市・道議会議員選挙.....	9
(3) 市・邑・面長選挙.....	9
(4) ソウル市長・道知事選挙.....	9
5　第4次地方選挙（1991年）.....	12
(1) 市・郡・区議会議員選挙.....	13
(2) 市・道議会議員選挙.....	14
(3) 投票率と政党別当選者の分布.....	15
(4) 当選者の社会・経済的背景.....	18
<b>第2章　'95　4大地方選挙（第5次地方選挙）</b>	
1　概　要.....	21
2　'95地方選挙の意味.....	22
3　統合選挙法の概要.....	22
4　統合選挙法の主な骨子.....	23
おわりに.....	33
参考	
1) 地方選挙法の変遷過程.....	34
2) '95地方選挙に立候補する公職者の辞任時期 .....	34
3) '95地方選挙の日程表 .....	35
参考文献.....	37

## はじめに

韓国では、来る6月27日、4つの大きな地方選挙が同時に行われる。日本の都道府県に当たる15の広域自治団体（ソウル特別市・5広域市・9道）の団体長と議会議員、日本の市町村に当たる230の基礎自治団体（67市・98郡・65自治区）の団体長と議会議員の選挙である。

特に団体長の選挙が行われるのは、1960年の第3次地方選挙以来実に35年振りのことである。しかし、このときは、翌1961年5月16日に軍事クーデターが勃発し、団体長及び議会議員の選挙効力は、わずか5ヶ月で停止されており、今回の団体長選挙を韓国憲政史上初の実質的な団体長選挙と位置付ける有識者も多い。

新聞・テレビなどのマスコミも「団体長を住民の手で選出することにより、制度上、完全な地方自治を実現することになる」とし、地方自治時代を迎えて予想される変化・課題そして必要とされる住民の意識・行動などを連日のように報道している。

また、韓国の選挙は、これまで大統領選挙法・国会議員選挙法・地方議会議員選挙法及び地方自治団体の長選挙法と各種選挙ごとに各々の法律に基づき実施されており、候補者や住民が選挙制度を理解することが難しく、勢い不法と脱法が蔓延し、金権選挙が横行する要因と言われてきたが、きれいで金のかからない選挙風土を醸成するために1994年3月16日、これらの法律を統合・体系化した「公職選挙及び不正選挙防止法」（別名・統合選挙法）が制定（1995年3月1日第1次改定）され、今回の選挙は、この統合選挙法に基づく初の選挙でもある。

一方、金大統領の任期半ばに行なわれる今回の選挙を、政権の「中間評価」と位置付けるマスコミ報道も多く、政府は「マスコミは、今回の地方選挙を政治家を選ぶかのように報道しているが、それは誤りだ。地方選挙は地方の生活を引き受けの働き手を選ぶものだ」と牽制球を投じたが、来年（1996年）4月には第15代国会議員選挙、そして再来年（1997年）には大統領選挙を控えており、各政党の候補者選びも熱気を帯びてきた。

長い間中央集権的な政治体系を維持してきた韓国。今回の選挙で住民たちは、どのような選択をし、地方自治がどのような方向で発展していくのであろうか。

本稿は、行政技術的側面そして政治的側面で成功裡に実施されることを期待しながら、これまでに日本で紹介されることの少なかった過去に実施された韓国の地方選挙の経過を、定期選挙を中心に時代順に鳥瞰しようとするものである。

本稿は、ソウル事務所嚴泰浩調査員及び朴永蘭調査助手が平井章彦次長の指導のもとにまとめたものである。6月27日の選挙をひかえ、きわめて短期間にまとめたものであるが、次稿に予定している選挙結果報告と併せ、韓国の政治状況の一端を知っていただければ幸いである。

## 第1章 過去の地方選挙

### 1 地方選挙等の概要

韓國の地方選挙の沿革は、形式的には、1920年まで遡及することができる。1920年11月20日地方選挙としては、最初に府・面協議会員選挙が実施された後、1943年までに全部で7回（1923, 1926, 1929, 1931, 1935, 1939, 1943年）の定期選挙が行われた。

しかし、これは日本植民地時代下で植民地統治のための方便として実施されたもので、地方自治を前提とした代議制度・民主主義という脈絡の地方選挙が成し遂げられたのは、国体を回復した解放以後からといえる。

地方選挙に関する規定を収めた地方自治法は、1949年7月4日制定・公布されたが、建国初期の国内的混乱と6・25動乱（朝鮮戦争）などで即時実施することができなかつた。その後1952年、市・邑・面議会議員とソウル市・道議会議員選挙が初めて実施され、1956年には市・邑・面議会議員、市・邑・面長選挙とソウル市・道議会議員選挙を、さらに、1960年には市・邑・面議会議員、市・邑・面長選挙とソウル市・道議会議員選挙及びソウル市長・道知事選挙が実施された。しかし、1961年5月16日（5・16クーデター）で全ての地方選挙が中断された。その後、1988年与野党合意によって地方議会議員選挙法が制定され、1990年に改定されて31年ぶりに1991年市・郡・区議会議員選挙とソウル市及び直轄市・道議会議員選挙が実施された。

### 2 第1次地方選挙（1952年）

1948年構成された制憲議会（憲法を策定するための議会・国会）は、初めから地方自治を実施するために地方自治法の制定を急いだ。しかし、地方自治の即刻実施を主張する国会と1年以内の期間に大統領令で実施時期を定めて実施しようとする李承晩大統領とが対立し、結局、1949年7月になってから地方自治法は制定・公布された（法律第32号）。

この初代地方自治法は同年12月、再び第1次改正を通じて修正・補完されており、1952年自由党政府は、避難首都であった釜山で地方自治の実施を決定し、1952年4月25日に当時の基礎自治団体であった市・邑・面議会議員選挙を、そして、同年5月10日に市・道議会議員選挙を実施した。地方自治法に規定された主な選挙制度は、次のとおりである。

①選挙権は21才以上 ②議員任期は4年とし無報酬名誉職 ③選挙区は中選挙区 ④選挙権の居住要件は選挙日現在4カ月以上居住者 ⑤候補者の推薦登録制（市・道議員：選挙人50人以上、市・邑・面議員：選挙人10人以上） ⑥選挙運動の自由な実施などであり、ソウル市長・道知事は大統領任命制であり、市・邑・面長は地方議会の間接選挙

制だった。

地方自治法が制定されたにもかかわらず地方議会議員選挙はただちに実施できなかった。国内政治の不安が相次ぎ、遅延されたまま6・25（朝鮮戦争）を迎えることになったのである。結局、初の選挙は戦争が続いている1952年4月と5月になって実施された。

しかし、ソウルはもちろん、京畿道と江原道地域がまだ修復されていなかった状態であり、首都も避難地である釜山にある状態であって、多面的に見て選挙が適切に実施できる状況ではなかった。

また、実施の目的としては、国家の民主化や地域社会の発展というよりも、李承晩大統領当時の長期集権構図を構築するための色彩が濃いものであったと言われている。つまり、国会との関係悪化で国会を通じた間接選挙では再集権ができないと判断した李承晩大統領が、地方議会の構成を通じて自らを支持する政治勢力を動員し、彼らを橋頭堡として直選制改憲を貫徹しようという意図があったと言われている。（金炳俊、韓国地方自治論、法文社、1995、pp135）

いずれにせよ、この時期に地方自治制度の基盤を法律上に確保したという点で意義があると言える。

#### (1) 市・邑・面議会議員選挙

1952年4月25日市・邑・面議会議員選挙が全国1,541市・邑・面（18市・75邑・1,448面）の90.7%に当たる1,397市・邑・面（17市・72邑・1,308面）で実施され、投票率は市が80.2%、邑が88.4%、面が93.1%だった。6・25（朝鮮戦争）でまだ修復されていなかった漢江以北地域（1市3邑132面）と全羅北道の智異山周辺8カ面は治安関係で選挙が実施されなかった。

選挙の結果現れた特徴としては、①頻繁な人口流動と軍服務によって選挙人名簿登載者数が全人口の4.2%水準にしか達しなかったという点 ②全体議員の19%に当たる3,399名が無投票で当選になったという点 ③職業として農業（87.5%）が一番多かったという点 ④無所属の進出が目立ったという点（無所属42.3%、自由党25.7%、韓青16.1%、国民会14.9%） ⑤投票率が市よりは邑が、邑よりは面が高かったという点、などを挙げることができる。

#### <コラム1>光復後の政党

国権を回復した後、韓国には数多くの政党ができた。その代表的なものは、日本の植民時代韓国内の地主階級でありながら比較的民族の自立を回復するために努力した人々で構成された「韓民党」と、上海臨時政府系の「韓独党」があり、政党でないものとして李承晩が主導した「独立促進会」、そして、青年団体である「大同青年団・

民族青年団」のようなものがあった。そのほかに「労働党・勤労人民党」等の左翼政党があった。これらの政党の中で韓民党は、その後、「民主国民党（民国党）」に改編され純粹な野党になった。「自由党」は、もとは政党を否認した李承晩が大統領に当選したことと前後して韓民党－民国党の対抗勢力として結成されたものであり、地方議員選挙が実施された52年当時には「院内自由党」と「院外自由党」に別れており、前者は李承晩の反対路線、後者は李承晩支持路線であった。地方議会に立候補・当選した自由党員の多くは院外自由党であった。

それから、もとは独立促進会の構成員であったが、自由党に入らなかった李承晩の支持勢力は国民会という社会団体の名前で残っており、49年初めに大同・民族の2つの青年団体を合わせて大韓青年団となった（正確には大同青年団が大韓青年団に変わっており、統合を反対した民族青年団が49年1月15日自ら解体し、韓青に合流した）。

それゆえに、以上の政党の中で純粹な野党は民国党で、地方議員の総当選者17,850名中39名（0.2%）だけであり、残りはすべてが李承晩の支持勢力であった。しかし、当時の道・市・邑・面には厳格な意味で政党はなかったと言っても大きな間違いではないだろう。自由党・国民会・無所属を標榜した人々はすべてがいわゆる各地方の有志であった。国権の回復及び建国後または6・25（朝鮮戦争）中の反政府人士はほとんどが左翼になり、あるいは死んだり、越北（北の方に越えて行くこと）した。時折、残っている者も国家反逆者になることで戦争中にはほとんどが排除され、地方議會議員として立候補できる人物もなかたし、いたとしても立候補できる状態ではなかた。

## (2) 道議会議員選挙

同年5月10日の道議会議員選挙も前述の事由で、漢江以北のソウル市・京畿道・江原道を除外した7道でだけ実施され、306名の定員に824名が立候補し、2.7倍の競争率となり、投票率は81.2%だった。

選挙の結果は、職業（農業51%）などが市・邑・面議會議員と同じ傾向が見られた。

しかし、①基礎議会より住民との接触度が低いためか投票率がむしろ低かった点 ②自由党48%、無所属27.8%、韓青11%、国民会10.5%など選挙に政党の進出が大きく増えた点など、市・邑・面議會議員選挙とは違う特徴が明らかになった。

<表1> 道・市・邑・面当選者の政党所属別構成

区分	当選者数	自由党	民国党	国民党	国民会	韓青	労総	その他	無所属
道	306	147	4	-	32	34	2	2	85
市	378	114	7	2	29	40	5	9	172
邑	1,115	274	7	-	155	229	6	14	430
面	16,051	4,056	21	16	2,437	2,574	12	68	6,867
計	17,850	4,591	39	18	2,653	2,877	25	93	7,554

資料：大韓民国選挙史、pp. 587

### 3 第2次地方選挙（1956年）

政府は、1952年第1次地方選挙の後、1956年の第2代地方議会の構成を前にして同年2月13日地方自治法を大幅手直しした（2次にわたり改定）。その時改定された主な選挙制度は、①市・邑・面長の議会間接選挙から住民の直接選挙 ②市・邑・面長及び議員の任期を4年から3年に短縮 ③選挙権と被選挙権の居住期間要件を6カ月以上から90日に短縮 ④道・ソウル市議員は小選挙区制で選出などだった。

その後、市・邑・面長と地方議員の任期短縮に伴い既得権を認定することを骨子とする3次改定（7月8日）が引き続きなされ、この改定地方自治法による第2次地方選挙が、同年8月8日基礎自治団体である市・邑・面と、8月13日広域自治団体であるソウル市・道で各々断行された。

これにより自治団体長（市邑面長）に対する住民直接選挙が韓国で初めて行われ、ソウル市に初めて議会が構成されるようになった。

選挙結果は与党である自由党の勝利であった。与村野都（農村は与党を支持、都市は野党を支持する）の現象で与党は一部の都市地域で不安定な姿を見せたが、大勢を完全に掌握した。第1代の時よりもっと高い安定性を確保するようになった。

与村野都の趨勢は8月13日実施されたソウル特別市議会及び道議会議員選挙にもほぼ同様であった。都市性が弱い忠清南道と江原道の場合自由党がほとんど全議席を占めた反面、ソウル・釜山・大邱等の大都市地域ではむしろ野党が圧勝を収めた。ソウルの場合、自由党は総47席中、わずか1席しか占めなかつたのに対し、野党である民主党は40席も占める結果になった。しかし、全般的には与党である自由党が総議席437席中57%である249名を当選させた。

#### <コラム2>任期短縮に伴う既得権

国会で絶対多数の議席を占めていた自由党は、1956年2月13日、市・邑・面長を議会間接選挙から住民の直接選挙とし、市・邑・面長及び議員の任期を4年から3年に短縮するなどを内容とする地方自治法の大幅改正を行い、同年8月に地方選挙

を行うこととした。

しかし、同年5月16日に実施された大統領選挙の結果は、政府与党の予想に反して支持率の低下を示すものであり、李承晩大統領の率いる与党・自由党であれば必ず当選していた従来の選挙の構図が、これからは通用しないということを予告するものであった。

加えて、自治団体長と議会との摩擦や不信任、または死亡などで団体長の入れ替わりが予想以上に激しく、8月に選挙を行うと、自由党支持者と予想される市・邑・面長の58%が残任任期の短縮を余儀なくされ、直接選挙で再選が保証されるとは限らないとの危惧が深まり、同年7月8日、野党議員の猛烈な反対にもかかわらず、自由党議員だけで「選挙日に任期が満了していない地方議会の議員または市・邑・面長は当選時の法による任期の間続けて在任する」という任期短縮に反して、これまでの既得権を確保することを骨子とする地方自治法の改定を断行した。

この第3次地方自治法改定で既得権が認定され、選挙対象から除外された市・邑・面長の数は、全国26市の内20市、76邑の内46邑、1379面の内835面で総計1481名中61%に当たる901名に上った。

反面、市・邑・面の議員は、1市（麗水）・1邑（井邑）・21面で、全体の1%だけであった。

この既得権の認定で、全体で26名の市長のうち11名の市長の残余任期が3年以上も残っており、改定地方自治法により直接選出された市長よりも長く在任できるという奇妙な現象が現れた。

（孫禎睦、韓国地方制度・自治史研究（下）、一志社、1992、

PP258～269より要約）

### （1）市・邑・面議会議員選挙

全国1481市・邑・面の中で任期が来ていない1市（麗水市）・1邑（全羅北道井邑）・21面と修復地区臨時行政措置法が適用されていた3邑・45面を除外する1,410市・邑・面（25市・72邑・1,313面）で選挙が実施された。

この選挙では選挙人総数1,578,678名中、1,250,048名が投票に参加して79.18%という高い投票率を示した。市議会議員は候補者1,009名中416名、邑議会議員は候補者1,803名中990名を（うち、無投票当選者74名）、面議会議員は候補者24,712名中15,548名を（うち、無投票当選者4,819名）選出した。

当選者の状況を見ると、職業は農業（87.6%）、学歴は国民学校（小学校）卒（65.7%）が一番多く、1次選挙のときと似た分布を示した。反面、当選者の28.9%に及ぶ4,893名が無投票当選であり、特に面の場合は30.9%に及び、1952年選挙時よ

りはるかに高かった。そして市議会でだけ無所属が若干勢力を強めたと見られる一方で（42.5%）、自由党が67.8%（市37.7%、邑51.5%、面69.9%）も当選し、全般的には政党の地方議会進出が目立った。

## （2）ソウル市・道議会議員選挙

市・邑・面議会議員選挙5日後、修復地区臨時行政措置法の適用を受けた8郡と選挙を延期した翁津郡を除く全国10市・道437選挙区で選挙が実施され、投票率は86%だった。そして、議員定数437名に1,490名が立候補することによって、平均3.4倍の競争率を見たが、44選挙区は無投票当選となった。

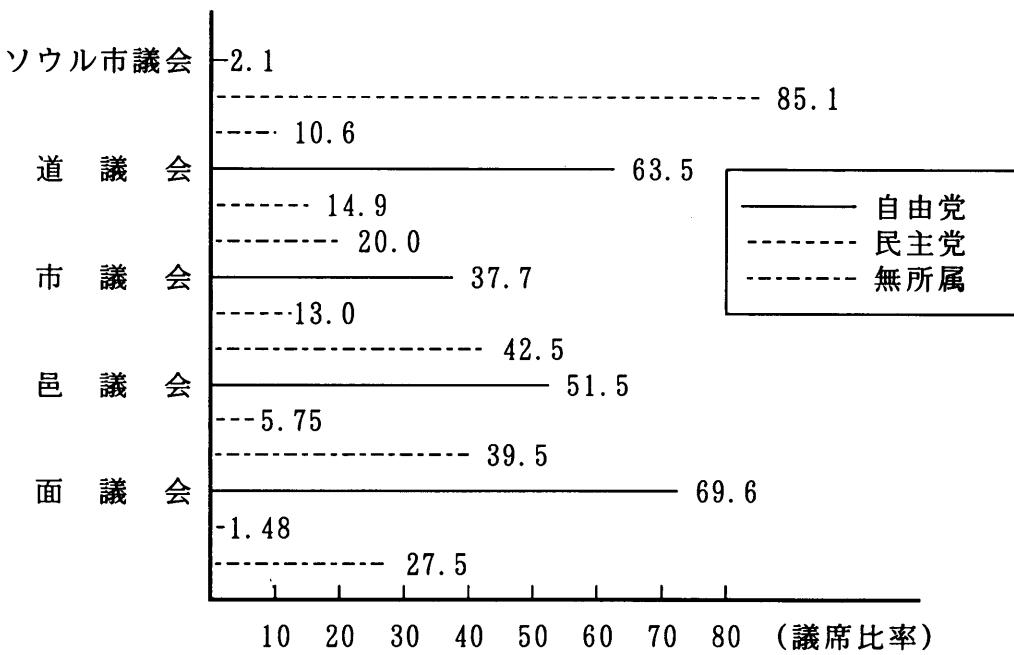
選挙の結果、①自由党が57%を占めたとはいえ、大都市では野党である民主党が優勢で（ソウルの場合85%が民主党）あった点 ②中卒以上が74%（市邑面の場合18.8%）に及び学力水準が比較的高くなった点 ③職業は相変わらず農業が49%で多かったという点などが特徴的に現れた。

## （3）市・邑・面長選挙

残余任期を認定するという新しい規定（既得権の認定）に基づき、全国1,481市・邑・面中、580市邑面（6市30邑544面）でのみ選挙が実施された。

市長の場合、政党分布は自由党2名・無所属4名で、職業は無職4名・言論1名・その他1名、そして学歴は中卒4名・大卒1名・小学校卒1名の順だった。しかし無投票当選者は無かった。邑長は3選挙区で無投票当選となり、無所属が20名で一番多かった。面長は87選挙区（15%）で無投票当選となつたが、地方議会議員の無投票当選よりは多少低かった。政党分布は、自由党（51.8%）・無所属（44.7%）の順であり、職業は農業（89.3%）が圧倒的に多かった。

<表2>政党別当選状況（1956）



資料：内務部、『韓国地方行政史：1948～1986』pp. 2252～2269

#### 4 第3次地方選挙（1960年）

1958年、当時の政権与党の自由党は、再び地方自治法の改定に着手して、地方自治法を第4次改定（同年12月16日）し、地方選挙は1960年8月に実施する予定だった。当時の改定は全部で35カ条（文）に及ぶ広範囲なもので、選挙と関連した主な内容は、市・邑・面長を直接選挙制から任命制に転換し、地方議員の任期を3年から4年に延長するというものだった。しかし、1960年4月19日（4・19革命）で新しく政権政党となった民主党は、7月29日の国政総選挙を通じ第2共和国を出帆させた後、同年11月1日完全自治制を目標に第5次改定を断行し、この改定法によって同年12月に第3次地方選挙を実施した。

この時改定された主な選挙制度は、①全部の自治団体長（ソウル市長・道知事、市・邑・面長）の住民直接選挙（任期4年）②選挙権を21才から20才とする③道議員選挙では○印1ヶ、市・邑・面議会議員は議員定数以下の数だけ○印④被選挙権を持つ年齢をソウル市長・道知事は30才以上、市・邑・面長は25才以上とする⑤不在者郵便投票制導入などだった。

選挙は民主党の新派と旧派との対決であった。投票率は第1共和国に比べ相当低くなつた。つまり、1次と2次選挙では2次の市議員選挙が79.5%であったのを除けばすべてが80%以上であったのに対し、第3次では市・道議員選挙が61.4%、市議員選挙が62.6%、邑議員選挙が54.3%にとどまった。

投票の結果、都市地域では民主党の新派と旧派が競争し、農村地域では無所属に出馬し

た旧自由党所属の候補者が善戦するといった様相となった。基礎団体である市・邑・面の議員選挙の場合、総議席 16,851 の 81.2% である 13,688 議席を無所属が占める結果がでた。第 1 党の民主党は総議席の 16.5% である 2,781 議席を得るに止まり、新民党は 1.9% である 325 議席を得るにとどまった。

第 3 次地方選挙は、全部の階層の自治団体で団体長と議員の選挙が実施されたという点で、韓国的地方選挙史に大きな意義をもたらしたといえる。

#### (1) 市・邑・面議会議員選挙

全国 1,518 市・邑・面の中で、議会解散でまだ任期が満了しない 1 市・2 邑・9 面、修復地区臨時行政措置法の適用を受けている 3 邑・45 面、選挙延期で任期がずれた 8 面及び選挙を延期中である 3 面を除く 1,448 市・邑・面で、1960 年 12 月 19 日選挙が実施された。投票率は市が 67.45%、邑が 77.5%、面が 83.7% だった。選挙の結果、当選者の年齢・職業・学歴は、前回の選挙とほとんど同様の分布を見せたが、政党分布は歴代地方選挙中、無所属が一番多く当選し (81.3%)、政権与党である民主党は 16.5% に過ぎなかった。

#### (2) ソウル市・道議会議員選挙

ソウル市及び道議会議員選挙は、同年 12 月 12 日 10 市・道地域で実施された。487 名選出に 2,054 名が立候補し、平均 4.2 倍の競争率となり、投票率は 67.4% だった。政党分布は無所属が 44.4% で一番高く、与党の民主党 40%、新民党 14.4% など政党人の進出も少なくなかった。

#### (3) 市・邑・面長選挙

市・邑・面長選挙は同年 12 月 26 日に全国市・邑・面の 96.7% に当たる 1,468 市・邑・面で実施された。投票率は、市長選挙 54.6%、邑長選挙 72.7%、面長選挙 81.6% だった。選挙の結果は、投票率や政党分布 (無所属 75.7%) などが地方議員選挙の場合と似通っていた。

#### (4) ソウル市長・道知事選挙

地方選挙史上最初のソウル市長と道知事を選出する選挙が同年 12 月 19 日実施された。ソウル市長には 15 名が出馬し、定員が 9 名である道知事選挙には 75 名が競合し、平均 8.3 倍の高い競争率を見たが、投票率は極度に低い 38.8% を示し、ソウル市はさらに

低い36.4%を記録した。

ソウル市長は民主党候補が当選し、道知事は民主党が5名、新民党が3名、無所属が1名当選となり、他の選挙とは異なり政党人の当選率が圧倒的に高かった。学歴は90%が高卒以上だった。

<表3>基礎議会議員の学歴別分布

(単位:名、%)

議会別	学歴別 年度別	大卒 以上	大中退	専門 大卒	専門 中退	高卒	高中退	中卒 以下	合計
市議会	2代議員 56.8.8	28 (6.7)	11 (2.6)	16 (3.8)	10 (2.4)	-	-	351 (84.4)	416 (100.0)
	3代議員 60.12.19	51 (12.1)	27 (6.4)	5 (1.2)	1 (0.2)	62 (14.8)	9 (2.1)	265 (63.1)	420 (100.0)
邑議会	2代議員 56.8.8	26 (2.6)	10 (1.0)	20 (2.0)	1 (0.1)	-	-	943 (95.3)	1,000 (100.0)
	3代議員 60.12.19	29 (2.7)	39 (3.7)	4 (0.4)	-	57 (5.4)	6 (0.6)	920 (87.2)	1,055 (100.0)
面議会	2代議員 56.8.8	141 (0.9)	89 (0.6)	67 (0.4)	6 (0.0)	-	-	15,245 (98.1)	15,548 (100.0)
	3代議員 60.12.19	334 (2.2)	294 (1.9)	48 (0.3)	12 (0.1)	743 (4.8)	128 (0.8)	13,817 (89.9)	15,376 (100.0)

資料：中央選挙管理委員会、『大韓民国選挙史』pp. 792～803

<表4>広域議会議員の学歴分布

(単位:名、%)

学歴別 年度別	大卒 以上	大中退	専門 大卒	専門 中退	高卒	高中退	中卒 以下	合計
2代議員 56.8.13	45 (10.3)	18 (4.1)	33 (7.6)	8 (1.8)	-	-	333 (76.1)	437 (100.0)
3代議員 60.12.12	97 (19.9)	38 (7.8)	29 (6.0)	8 (1.6)	79 (16.2)	11 (2.3)	225 (46.2)	487 (100.0)

<表5>広域議会議員の職業別分布

(単位:名、%)

議会別	職業別	農業	商業	工業	水産業	鉱業	自由業	交通業	弁護士	医師	教育者	言論	醸造業	会社員	その他	無職	合計
	年度別																
ソ ウ ル 市 ・ 道 議 会	1代議会 52.5.10	156 51.0	14 4.6	48 15.7	10 3.3	—	13 4.2	—	—	—	—	—	—	—	56 18.3	9 2.9	306 100.0
	2代議会 56.8.13	214 49.0	75 17.2	50 11.4	8 1.8	6 1.4	—	7 1.6	2 0.5	5 1.1	3 0.7	10 2.3	—	—	22 5.0	35 8.0	437 100.0
	3代議員 60.12.12	228 46.8	50 10.3	10 2.1	8 1.6	4 0.8	—	6 1.2	—	3 0.6	1 0.2	18 3.7	20 4.1	41 8.4	28 5.7	70 14.4	487 100.0

\*水産業は漁業込み

\*言論は出版も込み

<表6>基礎議会議員の職業別分布

(単位:名、%)

議会別	職業別	農業	商業	工業	水産業	鉱業	自由業	交通業	弁護士	医師	教育者	言論	醸造業	会社員	その他	無職	合計
	年度別																
市 議 会	1代議会 52.4.25	105 27.8	75 19.8	42 11.1	9 2.4	—	27 7.1	—	—	—	—	—	—	—	93 24.6	27 7.1	378 100.0
	2代議会 56.8.8	141 33.9	117 28.1	58 13.9	7 1.7	2 0.5	—	—	—	8 1.9	2 0.5	8 1.9	—	—	10 2.4	60 14.4	413 100.0
	3代議員 60.12.19	102 24.3	104 24.8	29 6.9	7 1.7	1 0.2	—	16 3.8	—	3 0.7	2 0.5	14 3.3	—	—	68 16.2	74 17.6	420 100.0
邑 議 会	1代議会 52.4.25	608 56.4	189 417.5	85 7.9	—	—	99 9.2	—	—	—	—	—	—	—	86 8.0	11 1.0	1,078 100.0
	2代議会 56.8.8	553 55.9	252 25.5	83 8.4	19 1.9	2 0.2	—	13 1.3	—	24 2.4	—	13 1.3	—	—	4 0.4	27 2.7	990 100.0
	3代議員 60.12.19	561 53.2	262 24.8	28 2.7	16 1.5	5 0.5	—	26 2.5	—	10 0.9	3 0.3	21 2.0	—	—	101 9.6	22 2.1	1,055 100.0
面 議 会	1代議会 52.4.25	14,645 91.2	468 2.9	280 1.7	151 0.9	—	225 1.4	—	—	—	—	—	—	—	252 1.6	30 0.2	16,051 100.0
	2代議会 56.8.8	14,160 91.1	806 5.2	182 1.2	128 0.8	57 0.4	—	25 0.2	2 0.0	88 0.6	7 0.0	28 0.2	—	—	15 0.1	50 0.3	15,548 100.0
	3代議員 60.12.19	13,755 89.5	954 6.2	94 0.6	113 0.7	22 0.1	—	30 0.2	—	37 0.2	2 0.0	44 0.3	—	—	257 1.7	53 0.3	15,361 100.0

\*水産業は漁業込み

\*言論は出版も込み

## 5 第4次地方選挙（1991年）

1960年に実施された地方選挙の効力は、わずか5カ月余で停止された。5月16日（5・16クーデター）に地方議会が解散され（布告第4号）たからである。また、第3共和国の憲法付則第7条第3項で地方自治の実施時期を法律に留保したが、関係法律が制定されず地方選挙は行われなかった。このような状態は、第4共和国を経て第5共和国まで継続された。

第5共和国は、憲法付則第10条で「この憲法による地方議会は、地方自治団体の財政自立度を勘案して順次的に構成し、その構成時期は法律で定める」と規定した。これに従い第12代国會議員選挙を1年後にひかえた1984年11月23日、与野党は「1987年上半期まで適当な一部地域で地方議会を一時的に構成し、条件が整い次第順次拡大実施する」という合意・発表によって地方議会が再構築される気運が生じてきた。

地方自治実施研究委員会の地方自治制度研究、そして1988年4月6日の地方自治法改定及び地方議會議員選挙法改定を経て、市・郡・区は法施行日1年以内の1989年4月30日までに議会を構成し、市・道は市・郡・区議会が構成された日から2年以内に構成することとされた。しかし、第13代国会構成とこれに伴う政治状況変化により、その実施は大幅に遅れた。

その後、1989年定期国会で、地方議員選挙は1990年上半期以内に、そして団体長選挙は1991年上半期以内に実施することで合意がなされた。しかしその後、地方議會議員に対する政党推薦問題で論難を継続したため（結果的に政党の地方選挙関与を基礎議会は不許容とし、広域議会は許容することとなった）、最終的に地方議會議員選挙は1991年上半期以内に実施し、団体長選挙はおって実施することで合意した。そうして1991年地方選挙が中断されて以来、31年ぶりに第4次地方選挙が実施されることになった。

この時の選挙は地方自治法でなく地方議會議員選挙法によって実施され、過去と比べて異なった主な選挙制度は、①小選挙区制の原則下で中選挙区制（定数2名以上の邑面洞）を加味 ②寄託金制を導入 ③選挙運動の包括的禁止 ④総選挙日は大統領、増員・補欠選挙日は自治団体長が公示するなどだった。そして政府樹立後、特別市・広域市の地域的補助機関となった区が1988年地方自治法全面改定時、自治区となることによって、区でも議會議員選挙が実施されるようになった。

### <コラム3>歴代大統領

第1共和国	李 承晩（イ・スンマン）	1948～60年
第2共和国	尹 普善（ウン・ボソン）	1960～61年
第3共和国	朴 正熙（パク・チョンヒ）	1961～72年
第4共和国	朴 正熙（パク・チョンヒ）	1972～79年

第5共和国	全 斗煥 (チョン・ドウファン)	1979~87年
第6共和国	盧 泰愚 (ノ・テウ)	1987~93年
第7共和国	金 泳三 (キム・ヨンサム)	1993~

### (1) 市・郡・区議会議員選挙

1991年3月8日、政府はまもなく市・郡・区議会選挙を実施することを公告した。地方議会議員選挙法第28条1項により候補登録日は「公告日から5日以内」の3月13日まで、選挙日は3月26日だった。

選挙公告がある直前までは、選挙が過熱するのではないかと心配する雰囲気があった。最小限15,000名以上が立候補して4倍程度の競争率となるだろうというのが一般的な見込みだった。

しかし、3月13日候補登録が終わった直後の集計結果では、一部の中都市と農村地域で8倍等の高い競争率の場合もあったが、総議員定数4,304席に対し立候補者は10,159名で平均2.36倍の競争率となった。その上、選挙の過程で相次いだ候補辞退と登録無効で最終競争率はもっと低くなった。選挙日の3月26日現在182名の候補が辞退し、2名死亡、12名が登録無効になって総候補者数は9,963名になった。平均2.32倍になった。

無投票当選地域も少なくなかった。登録締切り直後の集計でみると、441選挙区で547名が無投票当選し、その後相次ぐ候補者辞退で最終的には無投票当選者が492選挙区で614名に増えた。

全国260市郡区（68市136郡56区）の3,562選挙区（無投票選挙区492）で2.32倍の競争率で、4,303名の議員を選出する選挙が実施された。投票率は55%と低かった。

当選状況を見ると男性の当選率は43.3%、女性の当選率は32.3%。そして公務員経歴者の当選率は44.1%で、平均学歴は初級大学1年水準だった。職業は3次産業（41.6%）、1次産業（26.2%）、2次産業（4.8%）の順であった。

選挙結果として現れた特徴は、①有権者の低い投票参加度 ②多数の候補者の登録後の辞退又は無効化（157名） ③女性の低調な出馬（1.2%）と議会進出（8名、0.9%） ④経歴分布上当選者の低い専門性 ⑤私的利害関係に巻き込まれやすい職業所有者の議会への多数進出などをあげることができる。

<表7>候補者の職業別分布

職業	政治人	農業	商業	水産業	運輸業	建設業	出版業	公益事業
人員数 (比率)	107 (1.1)	3,053 (31.4)	2,583 (26.5)	182 (1.9)	202 (2.1)	536 (5.5)	63 (0.6)	77 (0.8)

職業	会社員	医薬士	教育者	公務員	無職	その他	計
人員数 (比率)	507 (5.2)	258 (2.7)	59 (0.6)	14 (0.1)	320 (3.3)	1,771 (18.2)	9,732 (100)

\* 3月13日候補登録直後の暫定集計

資料：中央選挙管理委員会

<表8>候補者の学歴

学歴	中卒以下	高校中退	高卒	専門大卒	大学中退	大卒	大学卒	計
人員数 比率	2,046 20.2	296 2.9	3,417 33.8	265 2.6	712 7.0	2,261 22.4	1,123 11.1	10,120 100

\* 3月14日現在の暫定集計

資料：中央選挙管理委員会

## (2) 市・道議会議員選挙

市・郡・区議会議員（基礎議会議員）の選挙が行われた後も、韓国の政治社会は相変わらず慌だしい雰囲気であった。与党は内閣制の改憲問題を巡った派閥間の葛藤等、野党は野党なりに、選挙惨敗に対する責任の問題と野党統合を巡り、分裂の兆しを見せたりした。

このような状況の中で、盧泰愚大統領は、「大変な政治状況であるが、国民との約束を守るために」、市・道議員選挙を6月中旬に実施することを明らかにし、すぐ選挙が公告された。候補登録は1991年6月1日から6月6日まで、そして、選挙日は6月20日であった。基礎議会議員選挙と違い、政党の推薦が公式的に許され（地方議会議員選挙法第13条2項）、また一つの選挙区から選出される議員定数は、一人とすることとした（同法第15条1項）。

政派間の権力関係が不安定な状態に加え、全般的な政局さえ慌だしい状況であり、ソウル市及び直轄市（広域市）・道議員選挙（広域議員選挙）は多くの意味を持っていた。目的は間違いなく広域議会議員を選出することであるが、当時としては地方政治というよりは、むしろ中央政治としての意味が多い選挙であったとも言える。

何よりも、まず広域議員選挙は3党合同に対する国民の審判と、第6共和国政権に対する中間評価の意味もあった。3党合同以後、基礎議会議員の選挙は行われたが、前にも述べたように政党の推薦が公式に許容されたわけではないため、圧勝であったとか、惨敗し

たとか選挙結果について、政党又は政権に対する審判であったと主張したり、また、そのような、主張を受け入れる立場ではなかった。しかし、広域議員選挙はこれと異なり、政党が公式的に介入できるようになり、勝者は、すぐ審判の意味を付与しようとしたし、敗者は、その意味を簡単に否定できない状況であった。

投票は予定どおり6月20日に行われた。候補者の登録後10名が辞退、7名が登録無効となり、最終の候補者総数は2,860名であった。選挙区は全部で866だったが、その内で16選挙区が無投票で当選が確定し、実際には850選挙区で2,846名の候補者が争うことになった。

選挙日少し前までは、各種の世論調査が最小投票率が70%になるという結果を発表し、選挙に対する関心も高い方で、比較的に高い投票率を示すことが予想された。しかし、実際の投票率は60%にも達しない58.9%で、予想を大幅に下回り、基礎議員選挙時より、わずか3.9%高いだけであった。選挙日の直前までは、比較的高い関心と政党参加が持つ参加誘因の効果などを考えると容易には想像できない投票率であった。

#### <コラム4> 3党合同

第13代大統領就任式から2か月後の4月26日行われた国會議員選挙は、3野党乱立から与党過半数確保は動かないとみた大方の予想をくつがえし、与党民正党はかろうじて第1党を確保したもの、過半数の150議席を大きく割り込んで125議席。それにひきかえ3野党は合わせて165議席。野党が与党を上回る“与小野大”国会の出現をもたらすことになった。

新国会招集時議席分野（）内は開票直後（4月27日）の当選者数		
民正党	125	(125)
平民政	71	(70)
民主党	60	(59)
共和党	35	(35)
無所属・その他	8	(10)

こういう状況の中で、少数与党では任期中、円滑な政局運営ができないと考えた盧泰愚大統領（民正党代表）が、得票率が野党2位の金泳三代表の民主党及び同3位の金鍾泌を代表とする共和党と合党し、民主自由党を創立したことをいう。

#### （3）投票率と政党別当選者の分布

与党と野党の競り合いが予想されたソウル地域の投票率が、52.4%に過ぎないことなど、全国平均投票率は58.9%にとどまった（<表9>）

何よりも改革指向がある都市地域の20代と30代の参加が、特に低かった。（〈表10〉）。

結果は〈表11〉でみると、完全な民自党の勝利と、新民党と民主党の敗北であった。民自党は全体議席の866議席中の65.1%である504議席を占め、光州市と全羅南道・全羅北道の湖南地域と済州道で過半数を占められなかっただけで、それ以外の地域（11地域）では完全に議席を掌握した。15議会中11議会（73.3%）を掌握したわけであり、基礎議員選挙で73.1%という掌握率（260議会中190議会）より高い数値であった。

与党と野党の熾烈な競り合いが予想されたソウル市と京畿道・仁川地域でも、民自党は圧倒的に勝利した。ソウル市の場合、総数132議席中83.3%に当たる110議席を占め、仁川市では27議席中、74.1%に当たる20議席、そして、京畿道では117議席中94議席を占めた。民主党の善戦が期待された釜山市でも同じであり、総議席数51の議席中、50議席を占め、やはり完勝であったといえる。

反対に、第1野党の新民党の状況は悪かった。新民党の場合、総議席数866議席中19%にあたる165議席を得るにとどまり、しかも、165議席中137議席は湖南地域から得たものであった。ソウル市をはじめとするその他の地域で得た議席は、合わせて28議席に過ぎず、地域党への固着化現象が一層深まったと思われる。

他の野党も同じだった。民主党は全部で469名を公認し、21名が当選、当選率は0.5%にも達していない。善戦を期待した釜山市でも、1名が当選しただけであった。また、43名の候補を出した民衆党は、江原道旌善郡で1名が当選するにとどまり、公明党は一人も当選させることはできなかった。

むしろ、与党に比べ無所属の進出が目立った。獲得議席数115議席と、全体議席の13%を占め、済州道の場合、無所属が9議席、全体議席の50%以上を占めた。

&lt;表9&gt;市・道別投票率

(単位: %)

区分	広域	基礎	13代国会	13代大統領
ソウル市	52.4	42.3	69.3	88.1
釜山市	57.6	49.7	77.7	88.4
大邱市	54.7	44.5	76.8	89.9
仁川市	53.9	42.7	70.1	88.1
光州市	55.6	50.8	77.9	92.4
大田市	59.8	49.0	—	—
京畿道	55.4	52.2	71.3	88.4
江原道	68.5	68.7	82.0	90.7
忠清北道	65.7	64.9	83.1	91.0
忠清南道	69.0	67.3	78.8	88.3
全羅北道	63.5	65.2	80.0	90.3
全羅南道	63.5	69.4	80.0	90.3
慶尚北道	68.7	70.3	83.3	91.0
慶尚南道	64.8	64.5	79.9	89.5
済州道	74.7	70.1	82.6	88.5
全国平均	58.9	55.0	75.8	89.2

&lt;表10&gt;年齢別投票率

(単位: %)

区分	20-24才	25-29才	30-34才	35-39才	40-49才	50-59才	60才以上
ソウル	27.4	25.9	34.8	42.1	53.3	57.2	52.4
釜山	35.8	37.7	42.9	50.6	60.2	64.2	58.5
大邱	31.7	33.2	39.5	43.3	46.3	46.3	51.4
仁川	53.9	42.7	70.1	88.1	42.7	42.7	88.1
光州	55.6	50.8	77.9	92.4	50.8	50.8	92.4
大田	59.8	49.0	—	—	49.0	49.0	—
京畿	55.4	52.2	71.3	88.4	52.2	52.2	88.4
江原	68.5	68.7	82.0	90.7	68.7	68.7	90.7
忠北	65.7	64.9	83.1	91.0	64.9	83.1	91.0
忠南	69.0	67.3	78.8	88.3	67.3	78.8	88.3
全北	63.5	65.2	80.0	90.3	65.2	80.0	90.3
全南	63.5	69.4	80.0	90.3	69.4	80.3	90.3
慶北	68.7	70.3	83.3	91.0	70.3	83.3	91.0
慶南	64.8	64.5	79.9	89.5	64.5	79.9	89.5
済州	74.7	70.1	82.6	88.5	70.1	82.6	88.5
全国平均	58.9	55.0	75.8	89.2	55.0	75.8	89.2

<表11>当選者の政党別分布

区分	議員定数	民自党	新民党	民主党	民衆党	無所属
ソウル市	132	110	21	1	0	0
釜山市	51	50	0	1	0	0
大邱市	28	26	0	0	0	2
仁川市	27	20	1	3	0	3
光州市	23	0	19	0	0	4
大田市	23	14	2	1	0	6
京畿道	117	94	3	2	0	18
江原道	54	34	0	1	1	18
忠清北道	38	31	0	2	0	5
忠清南道	55	37	0	4	0	14
全羅北道	52	0	51	0	0	1
全羅南道	73	1	67	0	0	5
慶尚北道	87	66	0	5	0	16
慶尚南道	89	73	1	1	0	14
済州道	17	8	0	0	0	9
総計(名)	866 (100%)	564 (65%)	165 (19%)	21 (2%)	1	115 (14%)

資料：現代社会研究所、『地方自治』1991.7. p55

\*与党－民自党

\*野党－新民党、民主党、民衆党

#### (4) 当選者の社会・経済的背景

当選者の学歴は大卒以上が599名で、全体の69.2%を占め、一番多かった。それ以外に専門大卒が18名で全体の2.1%、高卒が209名で全体の24.1%だった。以上を合計すると96%が高卒以上となった。大卒が39.4%、高校と専門大卒及び大学中退が40.0%、合わせて79.4%が高校卒だった基礎議員会議員当選者の場合は、比較的学歴が高い。

年齢においては50代が389名で44.9%、40代が305名で35.2%、そして、30代と60代がそれぞれ84名で、9.7%であった。20代も4名(0.5%)いた。これは基礎議会とあまり差はなかったといえる。

女性は全部で63名が出馬したが、この中で8名が当選した。基礎議会と同じで全議席数の0.9%を占めた。

当選者の職業は商業が149名(17.2%)、農業が108名(12.5%)、工業が74名(8.5%)、運輸業が42名(4.9%)、建設業が107名(12.4%)などであった。ほとんどが自営業者だともいえ、その中には弁護士や医者などの専門職もいた。純粋な政治家が7.7%(67名)になるということも特徴であったといえる。基礎議員当選者の場合、純粋な政治家は1%(107名)しかいなかった。当選者の経済的能力は注目に値するものであった。地域社会の有力な商工人と資産家が数多く出馬し、当選したの

で、当然な結果であった。特に、与党の場合、当選可能性と地区党に対する「貢献度」などを勘案して、地域社会の資産家を大挙して公薦（公認・推薦）したことが分かっており、この人々の当選率が高かったこともあり、資産家が目立った。

この人々の資産は、1993年10月に行われた「財産公開」で、再度世間の話題になった。この人々が公開した財産の資料を見ると300億ウォン以上の人人が2人、200億ウォン以上の人3人を含め100億ウォン以上の財産を持っている人が23名に上り、50億ウォンから100億ウォン程の財産をもっている議員も67名に上った。<表12>

<表13>からも分かるように、この人々の資産規模は他の地方公職者たちとは比較できない程大きいものだった。平均資産規模を見ても基礎団体長は5億8,100万ウォン、1級地方公職者は8億2,300万ウォン、そして、基礎議員は7億1,800万ウォンだったのに比べ、広域議員は、これとはかけ離れて高い20億800万ウォンだった。公薦と当選の変数が「財力」ではなかったかなという考え方も否定できないと言われている。

（金炳俊、韓国地方自治論、1995、pp183）

<表12>広域議員の財産規模別分布

区分	議員定数	10億以下	10-30億	30-50億	50-100億	100億以上
ソウル	131	47	37	17	21	9
釜山	49	10	17	6	12	4
大邱	28	3	9	8	5	3
仁川	27	8	13	2	2	2
光州	23	17	2	2	1	1
大田	23	9	10	3	1	
京畿	117	61	25	20	10	1
江原	51	38	10	2	1	
忠北	38	23	7	3	4	1
忠南	55	32	17	4	1	1
全北	52	17	4			
全南	73	53	15	3	2	
慶北	86	53	20	9	4	
慶南	89	55	22	10	1	
済州	17	8	6	1	2	
総計(名)	859 (100)	434 (50.5)	214 (25.0)	90 (10.5)	67 (8.0)	23 (3.0)

資料：京郷新聞、1993.10.12

<表13>主な地方公職者の財産規模別分布

区分	計(名)	5億ウォン未満	5億～10億ウォン	10億～50億ウォン	50億～100億ウォン	100億ウォン以上
合計	5,367	3,263	856	1,079	137	32
市・道知事 市長・郡守 ・区庁長 1級	15 259 16	5 175 5	6 60 9	4 23 2	1	
市・道議員 市郡区議員	856 4,214	340 2,737	124 654	302 745	67 69	23 9

資料：東亜日報、1993.10.13

## 第2章 '95 4大地方選挙（第5次地方選挙）

### 1 概 要

1993年出帆した金泳三文民政権は、各分野改革の一環としてまず政治改革に着手した。政治を改革するためには、まず、政治風土を一大転換しなければならなかった。同様に2大国政選挙と4大地方選挙の実施時期を適切に調節することで、選挙による国力の浪費を最小限にする必要もあった。これによる選挙風土の刷新と選挙回数の減少を大前提に選挙法改定に着手し、1994年3月16日「公職選挙及び不正選挙防止法」（別名・統合選挙法）を制定・公布した。

以後、基礎自治団体長の政党公認・推薦の可否で与野党間の対立と論難の末、基礎選挙の政党公薦分離と広域選挙の比例代表制導入を骨子とする第1次改定が1995年3月15日国会で議決された。

今度実施される4大地方選挙は、統合選挙法付則の規定に基づき、1995年6月27日に同時実施される予定である。統合選挙法の特徴は次のとおりである。

●選挙運動の範囲を拡大した。法で制限・禁止する事項以外には選挙運動方法に制限がなく、法で制限・禁止された者以外は誰でも選挙運動をすることができ、有権者と候補者間の接触機会が拡大された。

●少ない費用で選挙をすることができる制度を準備した。選挙公報・選挙ポスター・放送演説費用などを国家や自治団体が負担し、選挙運動器具と有給選挙事務関係者数を大幅縮小して、選挙費用制限額縮小・選挙費使用の透明性確保など、統制装置を用意した。

●選挙事犯に対する制裁を強化した。罰則を全般的に上向きに調整し、選挙犯罪による公務担任などを制限して選挙犯罪による当選無効の連座制を拡大し、候補者・政党の中央党への制定申請制を導入した。

●選挙管理体系の一貫性を確保して4種の個別選挙法を統一化し、被選挙権および選挙日程を統一、選挙期間を短縮した。

●基礎自治団体の長に対しては政党公薦を許容し、議會議員に対しては政党公薦を不許とする、いわゆる政党公薦分離制を採択した。

●広域自治団体の議會議員選挙に比例代表制を導入した。議員定数の10%を政党得票比率によって配分され、得票率に関係なく第1党の配分比率が3分の2を越えないようにした。

●これまで選挙日を大統領が公告するようになっていたものを、法によって選挙日が決められるのであって、別の公告手続きによらず実施するようになった。

## 2 '95 地方選挙の意味

1952年に初めて地方議会が構成され、約9年間実施された地方自治制が、1961年以後、当時の憲法規定により、その施行が韓国が統一される時まで留保された。いくつかの糾余曲折を経て1991年に市・郡議会議員と市・郡・区議会議員選挙が実施されることにより、韓国の政治史の新たな転換点を生み出し、これによって、本格的な地方自治時代が始まった。

1991年の地方選挙では、地方議会議員や地方団体長全てを選出するのではなく、選挙で議決機関である地方議会だけを構成し、執行機関である地方自治団体長は中央政府から任命するという未完の地方自治制を4年間実施してきたが、今年6月27日4大地方選挙を同時に実施することにより、いよいよ、地方自治制度の完成をみることになる。

今回の地方選挙では、地域住民により構成される最高意思決定機関である地方議会の5,170余名に当たる議員と、15市・道の市長・知事、236名の市長・郡守・区庁長を住民が直接選出し、住民による地方自治時代が花開くこととなり、その意味は大きいと言える。

また、今回の地方選挙は、地方自治団体長選挙を同時に実施することとし、4年前の地方選挙とはその意味と性格が異なるという特殊性を持っている。しかし一方で、来年（1996年）の第15代国會議員総選挙、再来年（1997年）の大統領選挙を前に、金がかからないきれいな選挙、遵法選挙の風土醸成、望ましい選挙文化の創出等、いわゆる公明選挙、選挙改革の試金石としての意味ももっている。

## 3 統合選挙法の概要

公職選挙及び選挙不正防止法（統合選挙法）は、韓国の選挙風土を根本的に改革するための抜本的な立法だといえる。

そもそも、候補者の公正な競争と国民の自由な意思決定を通じて、本当の民意を代弁する代表者を選出することが選挙の目的である。

しかし、これまで韓国の選挙風土をみると、不法と脱法が蔓延し、金権が支配する加熱・堕落した選挙が横行しており、選挙法を無視しても当選さえすればいいという、法と現実の極端な乖離現象を見せるようになっていたと言われる。（李石善、統合選挙法'95、日新社、1995、pp3）

これに対し、この法は、きれいで金のかからない選挙風土を醸成するために、国民の自由で民主的な意思表現と選挙の公正性を保証し、選挙公営制を拡大し、腐敗の素地を根本的に除去するため、制裁を強化している。

さらに、今まで経験してきた大統領選挙、国會議員選挙、地方議員選挙の他にも、1995年には韓国憲制史上初のソウル特別市長選挙をはじめとする地方自治団体長選挙が実

施される。

しかし、各種選挙ごとに各々の法があり、候補者や国民が選挙制度を理解することが難しく、各選挙の管理に公正を期することも難しい点があることから、公明選挙のために選挙管理を画期的に転換するため、大統領選挙法・国会議員選挙法・地方議会議員選挙法及び地方自治団体の長選挙法を廃止し、この法に統合・体系化したものである。

#### 4 統合選挙法の主な骨子

- 1) 法の名称を「公職選挙及び選挙不正防止法」とし、この法の制定目的が、選挙と関連する不正を防止することによって、民主政治の発展に寄与するためのものであることを宣言すること（第1条）
- 2) 今まで別個の選挙体系となっていた大統領選挙法・国会議員選挙法・地方議会選挙法及び地方自治団体の長選挙法を一つの統一法に統合し、すべての選挙で統一的に適用されることによって、選挙管理に一貫性を維持し、選挙に参与する政党・候補者・国民などが選挙に関する規範を容易に理解できるようにすること（第2条）
- 3) 政党・候補者には選挙法順守及び公正競争義務を、言論人には公正な報道・論評義務を、公務員には政治的中立義務を、検事・警察公務員などには迅速公正な政治事犯取締義務を、公明選挙推進社会団体には中立維持及び公正な姿勢堅持義務を付与すること（第7条乃至第10条）
- 4) 国会議員・地方自治団体の議会議員及び長選挙の被選挙権年齢を25歳以上に統一することによって、国民たちの参政権が拡大されるようとする一方、90日以上（この法施行後、最初に実施する地方自治団体の長選挙にあっては選挙期間開始日現在）当該地方自治団体の管轄区域内で住民登録がなされている者に当該地方自治団体の議会議員及び長選挙に立候補できるようすること（第16条第3項及び付則第7条第3項）。なお、大統領選挙の被選挙権は40歳以上（第16条第1項）である。
- 5) 国会議員地域選挙区と市・道議会議員地域選挙区及び自治区・市・郡議会議員選挙区を小選挙区制とすること（第20条乃至第23条、第25条及び第26条）
- 6) 国会議員地域選挙区を公正に確定するために、国会に選挙区確定委員会を設置することとし、国会議員の任期満了による総選挙の選挙日前1年までに選挙区確定に関する意見を国会議長に提出できるようにし、国会はこれを尊重すること（第24条）

- 7) 選挙期間を大統領選挙の場合 23 日、国会議員と地方自治団体の長選挙の場合 17 日、地方議会議員選挙の場合 14 日に短縮することによって、選挙期間の長期による選挙過熱・国力の浪費を防止し、選挙経費を節減するようにすること（第 33 条）
- 8) 任期満了による選挙の選挙日を法定化して、大統領選挙はその任期満了日前 70 日以後の最初の木曜日、国会議員選挙はその任期満了日前 50 日以後最初の木曜日に、地方自治団体の議会議員及び長の選挙はその任期満了日前 60 日以後最初の木曜日にするようにし、補欠選挙などの選挙日は公告主義を採択するようにすること（第 34 条及び第 35 条）
- 9) 選挙人名簿作成基準日を法制化して大統領選挙にあっては選挙日前 28 日、国会議員選挙と地方自治団体の長選挙にあっては選挙日前 22 日、地方議会議員選挙にあっては選挙日前 19 日とし、名簿作成基準日から 51 日以内に選挙人名簿を作成するようにすること（第 37 条）
- 10) 政党の候補者推薦は政党法の規定により民主的な手続きによるよう宣言的に規定し、自治区・市・郡議会議員を除き政党が候補者を推薦できるようにすること（第 47 条）
- 11) 候補者の登録は大統領選挙にあっては選挙日前 22 日、国会議員選挙と地方自治団体の長選挙にあっては選挙日前 16 日、地方議会議員選挙にあっては選挙日前 13 日から 2 日間とすること（第 49 条）
- 12) 候補者になろうとする者は候補者登録時、公職者倫理法の規定による登録財産に関する申告書を管轄選挙管理委員会に提出するようにし、これの未提出者は登録を無効とし、選挙がある年の前年度 12 月 31 日現在の財産を公開した者である場合には公開を確認できる書類で申告書に代えるようにすること（第 49 条及び第 52 条）
- 13) 公務員などが立候補する場合、選挙日前 90 日までにその職から辞職するようにし、大統領選挙と国会議員選挙において国会議員がその職のまま立候補する場合と地方自治団体の議会議員及び長がその職のまま立候補する場合は除外すること（第 53 条）
- 14) 寄託金は大統領選挙は 3 億ウォン、国会議員及び自治区・市・郡の長選挙は 1 千万ウォン、市・道議会議員選挙は 400 万ウォン、市・道知事選挙は 5 千万ウォン、自治区・市・郡議会議員選挙は 200 万ウォンとし、大統領選挙と地方自治団体の長選挙にあっては有効投票数の 100 分の 10 以上を、地区区国会議員選挙及び地方議会議員選挙にあっては有効投票数を候補者数で除した数の 2 分の 1 以上（返還要件）を得票したときには過怠料と不法宣伝物に対する代執行費用を控除して候補者に返還するようにし、

得票数が返還要件に満たないときには過怠料・代執行費用及び宣伝ポスター・選挙広報作成費用を控除して国家または候補者に返還すること（第56条及び第57条）

15) 選挙運動規制方法を包括的制限・禁止方式から個別的制限・禁止方式に転換して選挙法又は他の法律の規定によって禁止・制限されない選挙運動は、すべて許容されるようにして、選挙運動の自由を拡大すること（第58条）

16) 郷土予備軍小隊長級以上の幹部、洞・里・班の長、特別法により設立された国家又は地方自治団体の出捐又は補助を受けた団体（パルケサルギ運動協議会、セマウル運動協議会、韓国自由総連盟）の常勤任・職員とこれら団体の中央会長、医療保険組合の常勤任・職員は選挙運動をできないようにし、郷土予備軍少隊長級以下の幹部又は洞・里・班の長が選挙運動関係者になろうとするときは選挙日前90日にその職を辞めなければならず、選挙後6月以内に従前の職に復職できないようにすること（第60条）

17) 手当と実費の支給を受け取ることのできる選挙事務員の数を次のとおり大幅に制限すること（第62条）

①大統領選挙

選挙事務所に市・道数の3倍以内と市・道選挙連絡所に当該市・道内の区・市・郡数の2分の1に当たる数以内及び区・市・郡選挙連絡所に当該区・市・郡内の邑・面・洞数の2分の1に当たる数以内

②地区区国会議員選挙及び自治区・市・郡の長選挙

選挙事務所と選挙連絡所を置く区・市・郡内の邑・面・洞数の1.5倍数以内

③全国区国会議員選挙

選挙事務所に市・道数に当たる数以内

④地区区市・道議會議員選挙

選挙事務所に7人以内

⑤比例代表市・道議會議員選挙

選挙事務所に当該市・道内の区・市・郡の数の2分の1に当たる数以内

⑥市・道知事選挙

選挙事務所に当該市・道内の区・市・郡数に当たる数以内と選挙連絡所に当該区・市・郡内の邑・面・洞数の2分の1に当たる数以内

⑦自治区・市・郡議會議員選挙

選挙事務所に3人以内

18) 小型印刷物は大統領選挙にあってはビラ型小型印刷物2種、名刺型小型印刷物・冊子

型小型印刷物各1種、地域区国會議員選挙及び地方自治団体の長選挙にあってはピラ型小型印刷物及び名刺型小型印刷物・冊子型小型印刷物各1種以内で作成できるようにし、名刺型小型印刷物を除く他の小型印刷物は選挙管理委員会が配布（大統領選挙は候補者が配布）するようすること（第66条）

19) 懸垂幕はすべての選挙に掲示できるようにしてその数量を縮小し、大統領選挙に限って表示板・表札・手旗などを許容すること（第67条及び第68条）

20) 所属政党の政綱・政策とか候補者の政見その他必要な事項を広報するための新聞広告を、候補者登録後、選挙日前2日まで日刊新聞を利用して大統領選挙の場合総150回以内、市・道知事選挙の場合総5回以内の37才×17才白黒広告をできるようにすること（第69条）

21) 所属政党の政綱・政策とか候補者の政見その他広報に必要な事項を広報するために、1回1分を超えない範囲内で大統領選挙の場合テレビジョン及びラジオ放送別に各10回以内、市・道知事選挙の場合テレビジョン及びラジオ放送別に各3回以内の範囲内で放送広告をできるようにすること（第70条）

22) 所属政党の政綱・政策とか候補者の政見その他広報に必要な事項を発表するための放送演説を次の通り実施すること（第71条）

①大統領選挙

候補者と候補者が指名した演説員が各々1回20分以内でテレビジョン及びラジオ放送別各5回以内

②全国区国會議員選挙

政党別全国区国會議員候補者の代表二人が各々1回10分以内でテレビジョン及びラジオ放送別各1回

③比例代表市・道議員選挙

政党別に比例代表市・道議員候補者の中で選任された代表1人が1回10分以内でテレビジョン及びラジオ放送別各1回

④市・道知事選挙

候補者1回10分以内で地域放送施設を利用してテレビジョン及びラジオ放送別各1回

23) 放送施設を経営又は管理する者は、その負担で候補者の演説を放送できると同時に、韓国放送公社は大統領選挙・国會議員選挙及び地方自治団体の長選挙にあっては選挙運動期間中、テレビジョンとラジオ放送施設を利用して候補者ごとに毎回1分以内の範囲

で管轄選挙区選挙管理委員会が提供する候補者の写真・姓名・記号・年齢・所属政党名及び職業その他主要な経歴を選挙人に知らせるための経歴放送をテレビジョン及びラジオ放送別に、大統領選挙にあっては各5回以上、国會議員選挙及び自治区・市・郡の長選挙にあっては各2回以上、市・道知事選挙にあっては各3回以上実施できるようにすること（第72条及び第73条）

24) 候補者間の合同演説会を許容し、その回数は1回30分の範囲内で地域区国議員選挙の場合国議員地区ごとに2回（但し、一つの国議員地区が2以上の区・市・郡となる場合にはその区・市・郡ごとに各1回）、地区市・道議会議員選挙及び自治区・市・郡の長選挙の場合選挙区ごと2回、自治区・市・郡議会議員選挙の場合選挙区ごと1回とすること（第75条）

25) 政党と候補者は次の範囲内で演説会を開催できることとし、娯楽的観覧物の公演を付加することは禁止すること（第77条）

①大統領選挙

1回5時間以内で区・市・郡ごと3回以内

②地域区国議員選挙

1回4時間以内で国議員地区ごとに2回以内、但し、一つの国議員地区が2以上の区・市・郡である場合はその追加される区・市・郡ごとに各1回を加える回数以内

③地方議会議員選挙

1回2時間以内で選挙区ごと1回

④市・道知事選挙

1回4時間以内で当該市・道内の区・市・郡ごと3回以内

⑤自治区・市・郡の長選挙

1回4時間以内で自治区・市・郡ごとに2回以内

26) 候補者及びその配偶者と演説員（大統領選挙及び市・道知事選挙に限っては区・市・郡ごとに2人）は、選挙運動期間中に所属政党の政綱・政策や候補者の政見その他必要な事項を広報するために各々自動車1台と拡声装置1組を使用して道路端・広場・空き地・住民会館・市場・店舗など多数人が往来する公開された場所を訪問し、政党や候補者に対する支持を訴える演説をするとか、聴衆に答える方式で対談するなど公開された場所での演説・対談をできるようにすること（第79条）

27) 選挙運動の公営制を拡大して、宣伝ポスター貼付・撤去費用・選挙広報発送費用・小型印刷物発送費用（大統領選挙除外）・経歴放送・合同演説会開催費用・投開票参観人

手当・鉄道利用乗車券（大統領選挙）は、国家又は地方自治団体などが負担するようになると同時に、宣伝ポスター・選挙広報作成費用・小型印刷物作成費用・候補者が行う放送演説費用（大統領選挙、市・道知事選挙）は、一定返還要件を充足すれば国家又は地方自治団体が補助して候補者の負担を縮小化すること（第64条、第65条、第66条、第71条、第73条、第75条、第83条、第161条及び第181条）

- 28) 契集会・社会団体などを除外した一定の要件を備えた団体は、候補者などを招請して所属政党の政綱・政策や候補者の政見などを調べるための対談・討論会を開催できること（第81条）
- 29) 放送社又は新聞社など言論機関は、選挙運動期間中、候補者を招請して所属政党の政綱・政策や候補者の政見などを調べるための対談・討論会を開催しこれを報道できること（第82条）
- 30) 公務員はその地位を利用して選挙運動をできないようにし、公務員がその所属職員や関係する私企業体の任・職員を対象にする選挙運動はその地位を利用して行う選挙運動と見做す一方、何人たりとも教育的・宗教的又は職業的である機関・団体などの組織内の職務上の行為としてその構成員に対して選挙運動をすることを禁じること（第85条）
- 31) 公務員・政府投資機関の常勤任・職員、洞・里・班の長、郷土予備軍の小隊長級以上の幹部、特別法で設立された国民運動団体として政府の出捐・補助をうけている団体（パルギサルギ運動協議会、セマウル運動協議会、韓国自由総連盟）の常勤任・職員と中央会長は、選挙運動に至らなくとも特定政党や候補者の業績を広報するとか、選挙期間中正常的業務以外の出張など選挙に影響を与える行為をできないようにすること（第86条）
- 32) 選挙期間中、団体はその名又は代表者の名により特定政党や候補者の選挙運動をできないようにし、何人たりとも選挙期間中選挙に影響を及ぼすための団合大会・郷民会・野遊会・宗観会又は同窓会その他の集会を開催できないようにして、特別な事由がない限り班常会も開催できないようにすること（第87条及び第103条）
- 33) 何人たりとも選挙期間中選挙運動又は入党勧誘のために戸別訪問をできず、冠婚葬祭の儀式が挙行される場所と道路・市場又は待合室その他多数の人が往来する場所の訪問は禁止しないこと（第106条）

- 34) 候補者登録申請開始日から選挙日投票締切り時刻まで選挙に関する世論調査の経緯とその公表結果を引用するなどして報道できないようにすること（第108条）
- 35) 寄付行為制限期間を選挙日前180日から選挙日までとし、候補者とその配偶者は寄付行為制限期間中に当該選挙に関する可否を不問として、一定寄付行為をできないようになるとともに、政党・候補者やその配偶者の直系尊・卑属と兄弟姉妹及び候補者の直系卑属及び兄弟姉妹の配偶者、選挙運動関係者、候補者及び家族と関係のある会社などは選挙期間前には当該選挙について、選挙期間中には選挙について可否を不問として寄付行為をすることを禁止するなど寄付行為制限対象を拡大し、寄付行為制限期間中寄付行為者は無論、寄付の勧誘や受領も禁止すること（第112条乃至第117条）
- 36) 選挙運動期間の自由拡大に伴い、選挙費用の制限を費目別制限方式から総額制限方式に転換し、不法選挙運動のために支出される費用及び政党又は第三者が候補者・選挙事務長・選挙連絡所長又は会計責任者と通謀して当該政党や候補者のために支出する費用も含まれることを明示すること（第119条及び第120条）
- 37) 平均選挙費用制限額を最小化して算出基準を法定化することによって、お金が少なくなるような選挙風土造成を図ること（第121条）
- 38) 選挙費用の収入と支出は選挙管理委員会に申告した金融機関口座を通じて行うこととし、収入と支出報告書を提出するときには選挙費用の全ての収入及び支出内訳と事実のままに記載したことを確約する会計責任者の宣誓書及び預金口座を通した取り引き内訳書を添付すること（第127条及び第132条）
- 39) 収入・支出報告書とその明細などは3カ月間当該選挙管理委員会に備置して公開し、その写本の交付申請がある時にはこれを交付することとする（第133条）
- 40) 収入と支出報告書と明細書に異議のある者は異議申請をすることができ、異議申請を受けた選挙管理委員会はこれに対して弁明資料を要求できることとし、選挙管理委員会は選挙費用の収入と支出について調査のために不可避の場合には金融機関の長に候補者・選挙事務長・選挙事務所の会計責任者又は候補者の直系尊・卑属及び配偶者に関して必要な金融取り引き資料の提出を要求でき、異議申請と関係資料の提出などで収入と支出報告書の内容中違法事実が認定されると管轄捜査機関に告発・捜査依頼など必要な処置をすること（第133条及び第134条）
- 41) 選挙が逼迫した時期にあっては、政党が行う政綱・政策の新聞広告、政綱・政策広報

物の配布、政党機関紙の発行・配布、創党大会などの開催と告知、党員談合大会、党職者会議、党員教育、党員募集、党舎掲示宣伝物を合理的に規制して政党活動を保証しながら、候補者間の機会均等を図ること（第137条乃至第145条）

- 42) 政党は選挙期間開始日前30日から選挙日まで所属党員の研修・談合その他名目如何を問わず1回の拡大党職者会議（統・里及び自然部落の男・女責任者級以上の幹部が出席する会議をいう）だけを開催できるとして一定の党員集会を開催できないようにし、党務に関する連絡・指示などのため一時的になされる党員間の面接は党員集会と見做さずその面接時に食事・茶果又は飲料の付加されるときには禁止された党員集会と見做すこと（第141条・第142条）
- 43) 選挙人の投票便宜のため投票開始時間を1時間繰り上げた午前6時とし、投票所で本人かどうかの確認ができる身分証明書は、住民登録証に限らず旅券、運転免許証、公務員証も包含させることにすること（第155条、第157条）
- 44) 区・市・郡選挙管理委員会は選挙人の姓名、選挙人名簿登載番号、投票所の位置、投票時持参物などが記載された投票案内文を作成して世帯ごとに郵便で発送することとし、この場合小型印刷物と同封して発送できるようにすること（第153条）
- 45) 開票事務員は関係行政機関や法院の公務員又は教員と金融機関職員中に委嘱するようになり、集計事務は法院公務員と教員及び金融機関職員中で区・市・郡選挙管理委員会委員長が指定したものが行うようにすること（第174条）
- 46) 不在者は居所投票者（不在者申告人で投票当日不在者投票所に行き直接投票できない挙動不能者、長期入院している重患者、離島居住者で居所投票をしたいと申告した者）を除外して選挙日前7日から3日間不在者投票所で投票できるようにすること（第38条及び第148条）
- 47) 全国区国會議員選挙の議席配分を受けることができる政党は、地域区国會議員総選挙で5席以上の議席を占めるとか有効投票総数の100分の5以上を得票した政党で、議席はこれを各政党の得票比率に従い配分され、地域区国會議員総選挙で有効投票総数の100分の3以上100分の5未満を得票した各政党に対しては、全国区国會議員議席1づつを配分するようにし、全国区国會議員が所属政党の合党・解散又は除名ほかの事由で党籍を離脱・変更するとか2つ以上の党籍を有しているときには退職となるようにすること（第189条及び第192条）

- 48) 任期満了による選挙がある場合、地方自治団体の議会議員及び長の補欠選挙は、任期満了による選挙の選挙日と同時に実施し、その同時選挙日は国会議員の補欠選挙などと地方自治団体の議会議員及び長の補欠選挙などを同時に実施するときには、国会議員選挙の選挙日を、地方自治団体の議会議員及び長の補欠選挙などの間で同時選挙を実施するときにはその選挙区の区域が大きい選挙の選挙日とすること（第203条）
- 49) 同時選挙において投票用紙は、選挙別に色又は紙質などを変えて容易に区別されるように作成・交付できるようにし、不在者投票の発送・回送は一つの封筒で行えるようにし、開票時不在者投票の開票は一般投票函と別に先に開票できるようにすること（第211条及び第212条）
- 50) 選挙犯罪中、金権選挙、選挙自由の妨害に関連した犯罪などの刑量を厳しくし、選挙犯罪の様態により刑量に差をつけて適用すること（第16章）
- 51) 当選させるとか当選させるような目的で選挙期間中、包装された贈物又は金の入った封筒などを多数の選挙人に配布するように区分された状態となっている金品を運搬する者は、5年以上の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処すること（第230条第4項）
- 52) 当選させるとか・させるようにするとか・させないようにする目的で、演説・放送・新聞・通信・雑誌・ポスター・宣伝文書その他の方法でいたずらに事実を指摘し、候補者・候補者になろうとする者・その配偶者又は直系尊・卑属及び兄弟姉妹を批判した者は、3年以下の懲役又は500万ウォン以下の罰金に処すること。ただし、真実の事実として公共の利益に関するときには処罰しないこと（第251条）
- 53) 候補者及びその家族と関係する会社などの役員や構成員がその業務に関して「罰則」の章で規定された罪を犯したときには、行為者を処罰するほかに会社などに対しても処罰するように両罰規定を持つこと（第260条）
- 54) 手続き違反など軽微な違反事項に対しては、過怠料を賦課できるようにすること（第261条）
- 55) ①選挙費用制限額の200分の1以上を超過支出した理由で選挙事務長又は選挙事務所の会計責任者が懲役刑の宣告を受けたとき ②候補者の直系尊・卑属及び配偶者、選挙事務長、選挙事務所の会計責任者が買収及び利害誘導罪・当選無効誘導罪又は寄付行為の禁止制限などの罪を犯したことによって懲役刑を宣告されたときには、その候補者の当選を無効とすること（第263条及び第265条）

- 56) 買収及び利害誘導罪など選挙法で規定した罪を犯したことで懲役刑の宣告を受けた者は、その刑の確定した日から10年間、100万ウォン以上の罰金刑を宣告された者はその刑が確定した日から5年間国家及び地方公務員、政府投資機関の任・職員など選挙職を含む公職への就任を制限すること（第266条）
- 57) 選挙法に規定した罪の公訴時効は当該選挙日後6月経過によって完成し、但し犯人が逃避したときはその期間は3年とすること（第268条）
- 58) 選挙犯とその共犯に関して第1審裁判は地方法院合議部の管轄とし、その判決の宣告は第1審では公訴が提起された日から6月以内、第2審及び第3審では前審の判決宣告があった日から3月以内とし、他の裁判に優先して迅速にするようにすること（第270条）
- 59) 選挙管理委員会が、虚偽事実公表罪・姓名などの虚偽表示罪に該当する犯罪の嫌疑がある宣伝物を郵送しようとするとか郵送中であることを発見したときには、郵便局長にその宣伝物の郵送中止を要請できるようにすること（第272条）
- 60) 買収及び利害誘導罪及び公務員の選挙犯罪などに対して告訴・告発した候補者と政党の中央党は、検事から公訴を提起しないという通知を受けた日から10日以内にその検事所属の高等検察庁に対応する高等法院でその当否に関する裁定申請をできるようにすること（第273条）
- 61) この法施行後、最初に実施する地方自治団体の長選挙と任期満了による地方議会議員選挙は、1995年6月27日同時実施とし、その選挙で当選した地方自治団体の長及び自治区・市・郡議会議員の任期は1995年7月1日に開始され、同選挙で当選した者の任期は1998年6月30日で満了すること（付則第7条第1項、第2項）
- 62) この法施行後、最初に実施する地方自治団体の長の選挙において、公務員の立候補制限職にある者で立候補しようとする者は候補登録申請日前日まで、地方自治団体の長職にある公務員が当該地方自治団体の長選挙に立候補するときには選挙日前90日までその職を辞めること（付則第7条第4項）

おわりに

韓国の地方選挙は、1952年当時基礎自治団体であった市・邑・面議会議員選挙と広域自治団体であった市・道議会議員選挙が最初に実施され、以後、1961年地方議会が解散される試練を経験しながらも、地方選挙制度と運営そして国民の自治選挙に関する意識などの側面で発展的变化を成し遂げながら今日に至った。

前述したように第1次地方選挙後・半世紀近い43年ぶりにすべての自治団体の長と議会議員選挙を来る6月27日同時に実施するようになったことで、名実共に地方自治時代の到来を目前にしている。

韓国の選挙歴史上最初に用意された統合選挙法による初めての選挙である4大地方選挙が、候補者・政党の順法精神、有権者の成熟した自治意識、選挙管理機関の厳正な選挙管理そして徹底した啓蒙などで公明正大に実施され、地方自治団体が真に必要とする人物が議員と長に選出されることによって、健全な地方自治の発展・定着と望ましい地方選挙文化が確立される新しい転機となるものと考えられる。

今後、適宜これらの選挙の状況を報告する予定である。本稿及び次稿により、韓国の選挙、ひいては地方自治に関心をよせていただく人が一人でも増えればこれに過ぎる喜びはない。

参考1) 地方選挙法の変遷過程

区分	法定(49・7・4)	第1次改定(49・12・15)	自治制実施(52・4/5月)	第2次改定(56・2・13)	第3次改定(56・7・8)	第4次改定(58・12・26)	第5次改定(60・11・1)	1961(未実施期間) ・9・1 1991・3 3	1991(地方自治復活) ・3月/7月	95年予定
地方議会	未構成		住民直選		既得権認定		住民直選制		未構成	住民直選制
市邑面長	間選(未実施)		議会間選制	住民直選制		任命制	直選制	任命制	任命制	住民直選
道知事 ソウル市長	任命制			任命制			直選制	任命制	任命制	住民直選

参考2) '95地方選挙に立候補する公職者の辞任時期

現職	立候補しようとする職	辞任時期	備考
地方議会議員	当該地方議会議員	その職を持って立候補可能	
	異なる地方議会議員	選挙日前90日まで	95.3.29
	地方自治団体の長	候補者登録申請開始日の前日まで	95.6.10
地方自治団体長	当該地方自治団体の長	選挙日前90日まで	95.3.29
	地方議会議員	選挙日前90日まで	95.3.29
	異なる地方自治団体の長	候補者登録申請開始日の前日まで	95.6.10
選挙法第53条に規定されたその他の公職者	地方議会議員	選挙日前90日まで	95.3.29
	地方自治団体の長	候補者登録申請開始日の前日まで	95.6.10

参考3) '95地方選挙の日程表

実施事項	月日	基準日		
選挙費用制限公告（宣伝ポスター 選挙公報・小型印刷物作成費用）	5.28 (日)	選挙日前30日まで		
選挙人名簿作成	6.5 (月)	選挙日前22日から5日以内		
	6.6 (火)			
	6.7 (水)			
不在者申告及び不在者 申告人名簿作成	6.8 (木)			
	6.9 (金)			
不在者申告 名簿確定	選挙人名簿閲覧及び 異議申請	6.10 (土)	選挙人名簿作成満了日の 次の日から3日間	
	候補者登録	6.11 (日)	選挙日前	
		6.12 (月)	16日から2日間	
選挙人名簿 登録申請	宣伝ポスター等 1次小型印刷物 提出	6.13 (火)	異議申請期間 満了日の次の 日から選挙人 名簿確定前日 まで	
		6.14 (水)		
		6.15 (木)		
	宣伝ポスター添付、投票 所名称・所在地公告、1 次小型印刷物同封	6.16 (金)	提出締切り日後2日 まで、選挙日前10 日まで	
		6.17 (土)		
各世帯選挙公報発送（1次印刷物 同封）2次小形印刷物提出	6.18 (日)	候補者登録締切り後 6日まで		
	6.19 (月)			

実施事項	月日	基準日	
選挙人名簿確定 投票用紙模型公告	6. 20 (火)	選挙日前 7 日から 選挙日前 7 日まで	
投票案内状各世帯発送 2 次小型印刷物同封)	6. 21 (水)	選挙人名簿確定日の 次の日まで	
不在者投票所で投票	6. 22	選挙日前 7 日から 3 日間	
開票場所公告	(木)	選挙日前 5 日まで	
	6. 23 (金)		
投・開票事務員委嘱・公告	6. 24 (土)	選挙日前 3 日まで	
	6. 25 (日)		
投票所設置、投票用紙と投票箱送付 投・開票参観人選定申告	6. 26 (月)	選挙日 前日まで	
投・開票	6. 27 (火)	選挙日	
当選人決定の錯誤是正	7. 7 (金)	選挙日後 10 日以内	
選挙の効力に対する請願	7. 11 (火)	選挙日から 14 日以内	
当選の効力に対する請願	7. 12 (水)	当選人決定日から 14 日以内	
寄託金返還及び自治団体帰属 収入と支出報告書提出	7. 27 (木)	選挙日後 30 日以内	
収入と支出報告書 写本公告	8. 3 (木)	収入と支出報告書提出 締切り日から 7 日以内	
選挙効力の請願・決定・ 公告・送達	9. 9 (土)	請願を受けた日から 60 日以内	
当選効力の請願・決定・ 公告・送達	9. 11 (月)	請願を受けた日から 60 日以内	
収入と支出報告書写本等閲覧交付 及び異議申請	11. 2 (木)	収入と支出報告書写本の公告日から 3 カ月間	

<参考文献>

- 1 地方行政研究所「自治行政」1995、1月、2月、3月、4月
- 2 現代社会研究所「地方自治」1995、1月、2月
- 3 大韓地方行政共済会「地方行政」1995、4月
- 4 ソウル大学行政大学院「地方政治と行政」（壮元出版社）1994
- 5 地方自治実務研究所「韓国的地方自治」（イアン出版）1995
- 6 李石善「統合選挙法'95」（日新社）1995
- 7 第一経済研究所「地方化と国家戦略」（第一経済研究所）1995
- 8 孫禎睦「韓国地方制度・自治史研究（下）」（一志社）1992
- 9 金炳俊「韓国地方自治論」（法文社）1995

## 「CLAIR REPORT」既刊分のご案内

NO	タ イ ル	発刊日
第103号	大韓民国の地方選挙について	1995/ 6/20
第102号	ルクセンブルグの地方自治のあらまし	1995/ 6/20
第101号	米国の公共図書館	1995/ 6/12
第100号	米国の州政府の財政運営と政府間関係	1995/ 3/20
第99号	ノルウェーのフリー・コミューン・プログラム	1995/ 3/13
第98号	1994年中間選挙 -地殻変動をもたらした米国政治の動向-	1995/ 2/28
第97号	英国の公立図書館	1995/ 2/28
第96号	アメリカン・インディアン -その過去・現在・未来-	1995/ 2/14
第95号	ロンドンの分散(Decentralisation)政策と都市開発	1995/ 1/20
第94号	フランスの学校教育における「日本」	1995/ 1/20
第93号	大韓民国地方行財政の概要	1994/12/15
第92号	シンガポールの住宅政策	1994/12/ 1
第91号	欧州文化都市制度	1994/ 9/19
第90号	1994年英国統一地方選挙と欧州議会議員選挙	1994/ 8/ 1
第89号	英国における多民族社会の中の学校教育	1994/ 6/20
第88号	アメリカの学校給食	1994/ 6/20
第87号	現代フランス都市計画の手法（2）	1994/ 5/30
第86号	現代フランス都市計画の手法（1）	1994/ 5/30
第85号	フランス・アキテーヌ州の沿岸リゾート整備	1994/ 5/27
第84号	地方公務員のための「イギリス憲法入門」	1994/ 5/23
第83号	統一ドイツと財政調整 -連邦制財政システムは生き残れるか-	1994/ 4/15
第82号	アイルランド -国の仕組みと地方自治-	1994/ 3/25
第81号	イングランドの地方団体と住宅政策	1994/ 3/15
第80号	内側から見た英国	1994/ 3/15
第79号	英国の地方団体構造改革の動向	1993/12/24
第78号	英国社会保障の現状及び今後の動向	1993/10/15